

はじめに

近年、本市の高齢化の進展は著しく、介護保険制度がスタートした平成12年度は11.8%であった高齢化率が、平成22年度には20%を超えてまいりました。また、平成26年には団塊の世代が65歳に到達し、高齢化は一層顕著なものとなってまいります。

今後、超高齢社会を迎えるに当たって、高齢者の誰もが人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で生き生きと自分らしい生活が送れる、活力ある高齢社会の創造を目指し、新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画の第5期計画（平成24年度から平成26年度まで）を策定いたしました。

本計画では、第4期計画において実施してまいりました地域包括支援センターを核とする地域ケア体制の強化や高齢者の権利擁護体制の強化を更に推進するとともに、地域住民の皆様による地域福祉活動とも連携した新たな高齢者支援を確立してまいりたいと考えております。

特に、市内6か所にある地域包括支援センターにつきましては、平成19年4月の設置以来、徐々に地域への定着が見られているところですが、平成24年度から「高齢者相談センター」と名称を改め、更なる周知を図った上で、地域福祉活動と連携しながら、身近な地域において医療・介護・予防・福祉サービスを一体的、体系的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を図るための中核機関として機能強化を図ってまいります。

今後とも、介護サービス事業者と行政、事業者相互の連携の強化を図り、質の高いサービスが提供される環境整備を推進するとともに、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中で、地域における見守り体制の強化や認知症に対する理解の促進を図っていくことにより、高齢になってもいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して鋭意努力を重ねてまいりたいと存じます。

結びに、本計画の策定に当たり、御協力いただいた策定委員会委員の皆様には厚く御礼申し上げます、御挨拶といたします。

平成24年2月

新座市長 須田健治